

## 中国と国連通常予算分担金

山岸 健太郎

### はじめに.

2015年8月、国際連合（以下、特に必要のない限り「国連」と略す）の2016年度から18年度までの通常予算（regular budget）における日本の分担率（scale of assessments）が、1982年度以来の10%を下回る見通しであることが報道された。同時に、国連加盟国の分担率順位において、米国と日本に次ぐ第3位は長らくドイツだったが、13年度から15年度まで第6位だった中国が、代わってその順位につく見通しであることも報じられた<sup>(1)</sup>。同年12月23日、国連総会は、16年度から18年度までの各加盟国に対する分担率を正式に決定し、日本の分担率は10.833%から9.680%へ、中国の分担率は5.148%から7.921%へと改定された<sup>(2)</sup>。

日本の通常予算分担率が19.468%だった2004年、当時の川口順子外相は参議院外交防衛委員会における答弁で、「分担率の問題というのは、我が国が分担をしているのを見合った国連の中における発言をする場を持っているかということが一つの側面」であり、「アナン事務総長が日本に来たときも（中略）代表なくして課税なし（中略）という話をいたしました」と述べた<sup>(3)</sup>。しかし、16年度からの改定を受けて、「日本の財政負担は軽くなるが、国連外交で存在感が薄まる懸念もある<sup>(4)</sup>」といった報道がなされるにいった。

---

(1) 例えば、「日本の国連分担金、10%割れ16~18年中国が3位に上昇」（日本経済新聞、2015年8月26日）。

(2) 国連総会決議 A/RES/70/245, “Scale of assessments for the apportionment of the expenses of the United Nations”.

(3) 参議院外交防衛委員会における川口外務大臣の若林秀樹参議院議員（民主党）の質問に対する答弁、2004年5月20日。

(4) 日本経済新聞、前掲記事。

一方、中国は当初、通常予算分担率の大幅な上昇に対して、不満を表明した。2015年10月には、「国連は、支払い能力の原則にしたがって通常予算の算定をしなければならない。中国の分担率は、中国が発展途上国であるという事実に基づいて算定されなければならない。中国は、我が国を他の発展途上国と区別する算出方法に反対する」という中国国連代表団の王民次席大使の発言を引いた報道がされた<sup>(5)</sup>。しかし、翌16年度以降の分担率が正式に決定されてからは論調を一変させ、「通常予算分担率の大幅な増加は中国の国力増強の国際制度レベルにおける客観的な反映だ。通常予算分担率は各国の経済発展水準を反映している」、「PKO 予算分担率では初めて日本を抜き、米国に次ぐ第2の貢献国となった。これは国家強大化の国連財政における顕著な体现であり、中国の国際的影響力の大幅な高まりの重要な象徴でもある」、「通常予算分担率は発展途上国としての中国の位置づけを十分に考慮したものだ」と述べた<sup>(6)</sup>。また、中国外交部の陸慷報道官は、「中国は、『国連憲章』の趣旨と原則を中核とする国際秩序や国際的枠組を断固として堅持し」、「国連の確立した支払い能力原則を一貫して踏まえ、即時、満額、無条件に国連分担金を支払っている」とした上で「中国は、責任ある大国、そして安保理常任理事国として、国連加盟国の財政的義務を履行し、国連分担金を即時かつ満額納付していく」と述べた<sup>(7)</sup>。

第二次大戦の終結直後に「国際の平和及び安全の維持」のために設立さ

(5) “China opposes proposed increase in UN contribution” (CCTV.com、2015年10月10日、<http://english.cntv.cn/2015/10/10/VIDE144428488413383.shtml>)。

(6) 「中国代表『中国は国連に対してしかるべき財政的義務を担う』」(人民網日本語版、2015年12月25日、<http://j.people.com.cn/n/2015/1225/c94474-8995580.html>)。

(7) 「我们坚决维护以《联合国宪章》宗旨和原则为核心的国际秩序和国际体系」、「一贯按照联合国确立的支付能力原则，及时、足额、无条件地缴纳联合国会费及维和行动摊款」。「中国作为负责任的大国和联合国安理会常任理事国，将继续履行会员国应尽的财政义务，及时、足额缴纳联合国会费」(「2015年12月25日外交部发言人陆慷主持例行记者会」、中国外交部、2015年12月25日、[http://www.fmprc.gov.cn/web/wjdt\\_674879/fyrbt\\_674889/t1328019.shtml](http://www.fmprc.gov.cn/web/wjdt_674879/fyrbt_674889/t1328019.shtml))。また、同記者会見の英語ページでは、‘China contributes its due share to the UN budget for regular and peacekeeping operations in a timely and unconditional fashion’, ‘As a responsible major country and a permanent member of the UN Security Council, China will contribute in full and on time what it is obligated to financially’ という表現になっている (‘Foreign Ministry Spokesperson Lu Kang’s Regular Press Conference on December 25, 2015’, [http://www.fmprc.gov.cn/mfa\\_eng/xwfw\\_665399/s2510\\_665401/2511\\_665403/t1328082.shtml](http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xwfw_665399/s2510_665401/2511_665403/t1328082.shtml))。

れた国連の歴史は、日中両国が自国の通常予算分担率の改定に対して敏感に反応したように、国連各機関の予算の財源となる分担金が政治問題化されてきた歴史でもある。

1964年9月15日に開会予定だった国連総会第19回会期では、実質的な審議はおこなわれなかった。その原因となったのは、ソ連をはじめとする東側諸国による平和維持活動費用の滞納問題だった。60年7月に発生したコンゴ動乱は、コンゴ共和国（レオポルドヴィル）の初代首相を務め、東側諸国からも支持されたルムンバ（Patrice Lumumba）が61年1月に殺害されて以降、西側寄りのカサブブ（Joseph Kasa-Vubu）や後に政権を掌握するモブツ（Joseph Mobutu、後に Mobutu Sese Seko に改名）等に有利に展開した。そのような情勢下で、米国の介入を激しく批判し、旧宗主国であるベルギーの責任を主張した東側諸国は、56年7月に発生したスエズ危機に対しての第一次国際連合緊急軍（1st United Nations Emergency Force）に続き、国際連合コンゴ活動（United Nations Organization in the Congo）の分担金も滞納した<sup>(8)</sup>。これに対して米国は激しい非難を加え<sup>(9)</sup>、国連憲章第19条<sup>(10)</sup>を適用して滞納を続ける東側諸国の総会における投票権は失われるべきであるとの主張が展開される<sup>(11)</sup>等して紛糾、第19回会期は事実上の流会という事態に陥った。この憲章第19条の適用問題は、翌65年2月18日に平和維持活動特別委員会（Special Committee on Peacekeeping Operations）の設置が決定されたこと<sup>(12)</sup>等で沈静化に向かったが、一連の危機は、冷戦状況下の米ソ対立が財政危機という形をとって噴出したものといえるだろう<sup>(13)</sup>。

国連の歴史の中で、最も分担金の支払いを政治問題化し、国連財政に影

(8) 第一次国連緊急軍に対する分担金の滞納については、“*FINANCIAL REPORT AND ACCOUNTS for the year ended 31 December 1963 and REPORT OF THE BOARD OF AUDITORS*” (A/5806, General Assembly Official Records: 19th Session Supplement No. 6) の pp. 122–127、国連コンゴ活動の滞納分については同報告書の pp. 134–138を参照。

(9) 例えば、1963年9月20日のケネディ米大統領の演説。国連総会議事録 A/PV.1209, para. 69.

(10) 「この機構に対する分担金の支払が延滞している国際連合加盟国は、その延滞金の額がその時までの満2年間にその国から支払われるべきであった分担金の額に等しいか又はこれをこえるときは、総会で投票権を有しない。(後略)」(国際連合広報センター)。

(11) 例えば、1963年10月1日の英国代表の発言。A/PV.1222, paras. 90 & 91.

(12) A/RES/2006(XIX).

(13) 田所昌幸『国連財政—予算から見た国連の実像』(有斐閣、1996年)、p. 51.

響を与えてきたのは米国である。通常予算の分担率は、加盟国の支払い能力 (capacity to pay) に応じて決定される。これは、全世界の国民総所得 (total gross national income) に占める当該加盟国の国民総所得 (gross national income) の割合を基礎に、国民 1 人当たりの所得 (GNI per capita) 等の要素を考慮した上で算出される<sup>(14)</sup>が、1972年12月13日の総会では、米国が単独提案した決議案が採択され、74年度以降の分担率上限を25%とする改定がなされた<sup>(15)</sup>。この分担率の上限が適用されたのは米国のみなので、決議の採択は、米国の分担率が73年度の31.52%から2割以上が削減されたことを意味した。そして、現行の分担率上限は2001年度から導入された22%であり、これが適用されるのも米国のみだが、米国のGNIが全世界の国民総所得に占める割合は22%を超えている<sup>(16)</sup>ため、米国の通常予算に対する財政的貢献はその支払い能力に見合わない過少なものであるということになる。それにも関わらず、米国は通常予算分担金と個々の活動ごとに特別会計が組まれるPKO予算分担金の最大の滞納国であり<sup>(17)</sup>、85年1月1日に脱退した国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) への復帰 (03年) 後も UNESCO 予算分担金の支払いを停止する<sup>(18)</sup>等、安全保障理事会 (以下、「安保理」と略す) を除いた国連機構とは対立する姿勢を継続している。米国の国連に対する敵対的姿勢の根底には、国連加盟国の過半数を

---

(14) Committee on Contributions, “Regular budget and Working Capital Fund”, (<http://www.un.org/en/ga/contributions/budget.shtml>).

(15) A/RES/2961(XXVII)B. 投票結果は、賛成81 (カナダ、フランス、イタリア、日本、英国、米国等)、反対27 (中国、ソ連等)、棄権22。

(16) 2001年度から分担率の上限が22%に設定されたが、分担率の改定が決定された年度における全世界GNIに占める米国のGNIの割合は以下の通り。2000年：26.757% (“Report of the Committee on Contributions”, General Assembly Official Records : 55th Session Supplement No. 11, A/55/11, p. 53)、03年：31.690% (A/58/11, p. 62)、06年：30.195% (A/61/11, p. 24)、09年：27.410% (A/64/11, p. 24)、12年：27.410% (A/67/11, p. 58)、15年：24.304% (A/70/11, p. 78)。

(17) 米国による滞納については、河辺一郎「国連財政への批判の背景」(『軍縮問題資料』、1997年3月号)を参照。

(18) 例えば、米国に対する2014年度と15年度の分担額は共に71,830千米ドルだが、15年8月31日時点で支払われていない。13年度以前の分担金も総額で239,087千ドルが支払われておらず、米国の滞納分の合計は、2015年の分担率上位25カ国による滞納分合計の94.49%を占めた。Executive Board of UNESCO, “COLLECTION OF MEMBER STATES CONTRIBUTIONS AND INCENTIVE SCHEME FOR THE PROMPT PAYMENT OF CONTRIBUTIONS” (197 EX/23), p. 2.

発展途上国が占めたことで、米国の意思に反する、途上国寄りの決議が多く採択されるようになったことに対する不満が存在する。

国連の各機構の分担金に対する姿勢については、冷戦期のソ連、一貫して最大の抛出国である米国、そして通常予算分担率が長く第2位である日本と第3位だったドイツのものが特に注目の対象となってきた。一方で、中国の支払いの実態については、「安保理常任理事国であるにも関わらず低い分担率」という文脈<sup>(19)</sup>を除いては、ほとんど注目されてこなかった。ただし、2000年度には0.995%だった中国の通常予算分担率が16年度から18年度は7.921%になる等、近年、全加盟国の中で最も急激に上昇し、国連財政に与える影響力は格段に増している。国連財政に関する先行研究としては、田所昌幸の著作と河辺一郎の研究<sup>(20)</sup>が代表的であるが、中国の姿勢については十分に研究されてきたとは言い難い。本稿では、特に中国と国連通常予算の関わりについて論じる。

なお、1971年10月25日に採択された総会決議第2758号によって一旦決着した国連総会における中国代表権問題に関する議論の中で、各加盟国は、両者を区別するために、中華人民共和国を「People's Republic of China」や「Communist China」、台湾を「Republic of China」や「Chiang Kai-shek regime」等と呼んだ。また、両政府は共に国連の場では、基本的には自らを「中国(China)」と称してきた。本稿では煩雑さを避けるために、特に必要のない限り、中華人民共和国を「中国」、台湾を「中華民国」と呼称する。

## 1. 中華民国の国連通常予算分担金「滞納」

中国は、1971年10月25日に採択された総会決議第2758号によって、国連における「合法的権利を回復」した。建国後の20年以上にわたる期間、第二次大戦後に設立された国際機構の中で最も普遍性の高い国連の枠外にいた中国は、安保理の常任議席という国連機構の中核に座ることになった。「蒋介石の代表を、彼らが国連とすべての関連組織において不法に占領す

---

(19) 例えば、参議院「国際問題に関する調査会」における明石康参考人（前国際連合事務次長）の答弁。1998年9月25日。

(20) 田所、前掲書と河辺一郎『日本の外交は国民に何を隠しているのか』（集英社、2006年）。

る場所から直ちに追放することを決定する<sup>(21)</sup>」とする決議に基づき、中国は国連とその関連機関の議席に相次いで座ることになった。同年11月15日の総会で喬冠華が中国代表として初めて演説し<sup>(22)</sup>、11月23日の安保理には黄華が出席<sup>(23)</sup>した。そして、国際労働機関 (ILO)、国連食糧農業機関 (FAO)、UNESCO、世界保健機関 (WHO)、国際復興開発銀行 (IBRD)、国際通貨基金 (IMF)、国際原子力機関 (IAEA)、関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 等の機関においても中国を正式に加盟国とする決定が相次いでなされた<sup>(24)</sup>。

1971年末から72年にかけて着実に国連における地位を確立させていった中国だったが、中華民国の「遺産」が一掃されたわけではなかった。71年10月24日までの通常予算分担金の支払いは中華民国に対して求められていた<sup>(25)</sup>が、72年9月末日の時点で、71年度以前分の分担金16,759,541米ドルが滞納されていた。通常予算分担金は、事務局の請求が来てから30日以内に支払うよう定められており<sup>(26)</sup>、1月からの新年度開始と同時に加盟国に対する請求がおこなわれることから、本来は1月中旬に支払いを済ませるべきものであるが、中華民国による滞納額は、全加盟国による滞納額合計の48.9%を占めており<sup>(27)</sup>、72年度の中国に対する分担額7,078,828ドルの2.37倍に上っていた (表1)。

---

(21) “Decides ... (中略) ... to expel forthwith the representatives of Chiang Kai-shek from the place which they unlawfully occupy at the United Nations and in all the organizations related to it”, A/RES/2758(XXVI).

(22) A/PV.1983, paras. 193–213.

(23) 安保理議事録 S/PV.1599.

(24) United Nations Publications, “Yearbook of the United Nations, 1971, Volume. 25”, pp. 133–137.

(25) A/RES/3049(XXVII)C. 1971年度の中国に対する通常予算分担金は、同年10月25日から12月31日までの期間を基礎に算定された。

(26) Regulation 3.5 of “Financial Regulations and Rules”, ST/SGB/2013/4.

(27) Special Committee on the financial situation of the U.N., “REPORT OF THE SPECIAL COMMITTEE ON THE FINANCIAL SITUATION OF THE UNITED NATIONS”, (A/8729(SUPP)), p. 14 & 16. 1972年9月末日時点での全加盟国の滞納額の合計は34,262,666米ドルだった。

表1 総会決議に対する反対率（順位）と1971年度通常予算分担額と滞納額<sup>(28)</sup>

	1966 反対率 (順位)	1967 反対率 (順位)	1968 反対率 (順位)	1969 反対率 (順位)	1970 反対率 (順位)	1971年度 分担額	1971年度 以前分の 滞納額	GDP (1970, U.N.)
中華民国	3.8(43)	3.4(54)	8.0(29)	0.0(102)	0.0(95)	6,272,971	16,759,541	5,113
フランス	3.8(43)	10.3(14)	4.0(56)	9.1 (24)	12.5(14)	9,409,456	0	132,344
ソ連	19.2 (4)	6.9(28)	24.0 (6)	15.2 (9)	15.0 (6)	22,065,684	10,928,897	—
英国	26.9 (3)	20.7 (3)	28.0 (4)	24.2 (4)	22.5 (4)	8,964,633	0	111,010
米国	19.2 (4)	17.2 (4)	32.0 (3)	33.3 (2)	30.0 (3)	56,312,170	0	875,379
イスラエル	7.7(29)	0.0(81)	8.0(29)	12.1 (18)	12.5(14)	313,648	0	4,761
ポルトガル	38.5 (1)	37.9 (1)	44.0 (2)	45.5 (1)	37.5 (1)	250,919	115,603	5,877
南アフリカ	30.8 (2)	37.9 (1)	48.0 (1)	36.4 (2)	35.0 (2)	854,851	407,005	15,105

1960年代のソ連による平和維持活動費用の滞納、そして米国による通常予算分担金の滞納や UNESCO 予算分担金の支払い停止のように、国連機構に対する不満を分担金の滞納や支払い停止という形で表明するケースが存在する。60年代から70年代にかけての総会では、非同盟諸国が中心となり、イスラエルの対パレスチナ政策と米国のこの問題に対する姿勢、南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策や南部アフリカへの介入、そしてポルトガルの植民地政策を非難する内容の決議が多く採択された<sup>(29)</sup>。決議で非難の対象となった加盟国はそれらの表決の際に反対票を投じるため、総会決議に対する反対率は高くなる傾向にある。71年度のポルトガルと南アの反対率は、全加盟國中それぞれ第1位と第2位で、両国共に12月31日の時点で71年度の方担額の半分弱を滞納していた。

では、中華民国の滞納は、ポルトガルと南アの場合と同様、国連機構に

(28) 1966年度から70年度の「反対率」と「反対率順位」は、河辺『国連総会・安保理投票記録—国際問題と各国の外交姿勢』（新聞資料センター）の各年度版から引用。66年度の反対率と順位は、記録投票された26決議に対するもので加盟国は122カ国だった。67年度は29決議で124カ国、68年度は25決議で126カ国、69年度は33決議で126カ国、70年度は40決議で127カ国。また、71年度の各国の方担金額は、United Nations Publications, op. cit., pp. 861-863、71年度以前の方担額合計は、A/8729(SUPP), pp. 14-18、各国のGDP値は、“United Nations Statistical Yearbook, 1971, 23rd issue”, pp. 594-599から引用し、単位はすべて米ドル。ただし、ソ連をはじめとする東側諸国のGDP値は掲載されていない。

(29) 例えば、1971年度の総会決議の中で、イスラエルを非難する内容のものはA/RES/2787, 2792 & 2851、南アフリカを非難するものはA/RES/2764, 2765, 2769, 2775A-H, 2784, 2785, 2786, 2787, 2795, 2796, 2871, 2872 & 2878、ポルトガルを非難するものはA/RES/2784, 2787 & 2878。

対する不満に起因するものだったのだろうか。ポルトガルや南アを非難する決議が多く採択された一方で、中華民国を非難する決議が多く存在したわけではない。中華民国の総会決議に対する反対率は、一貫して相対的に低く、総会に敵対する姿勢を示していたわけではなかった<sup>(30)</sup>。

中華民国が国連における中国議席に座っていた時期の通常予算分担率は、安保理常任理事国がより多くを負担するよう設定されていた<sup>(31)</sup>。グローバル冷戦体制における西側陣営の一員でありながら、「アジアの一員」として非同盟運動に対しても配慮せざるを得なかった中華民国は、60年代の安保理において安保理常任理事国の要件である「大国」ではなかった<sup>(32)</sup>が、中華民国に対する71年度の分担額は、ほぼ同程度のGDP規模であるポルトガルの約25倍に上っていた。中華民国に課せられた分担金は、その国力に見合わない過重なものであり、これが滞納につながったと考えられることができるだろう。事務局 (Secretariat) の編纂した文書を通じて56年度から65年度までの各加盟国の年度末の支払い状況を確認することができる<sup>(33)</sup>が、中華民国による滞納は慢性化しており、憲章第19条の適用が問題となる2年間を意識した支払いをしていたことが見てとれる (表2)。

---

(30) 一方で、中華民国の総会決議に対する賛成率は、66年度：69.2%、67年度：89.7%、68年度：76.0%、69年度：81.8%、70年度：85.0%と推移。ポルトガルの賛成率は、19.2% (66年度)、20.7% (67)、28.0% (68)、9.1% (69)、25.0% (70)。南アは、11.5% (66)、27.6% (67)、32.0% (68)、15.2% (69)、20.0% (70)。以上、河辺『国連総会・安保理投票記録』各年度版から引用。

(31) 1961年度の通常分担率順位第1位：米国 (32.51%)、第2位：ソ連 (13.62)、第3位：英国 (7.78)、第4位：フランス (6.40)、第5位：中華民国 (5.01)、第6位：カナダ (3.11)。66年度の分担率順位第1位：米国 (31.91)、第2位：ソ連 (14.92)、第3位：英国 (7.21)、第4位：フランス (6.09)、第5位：中華民国 (4.25)、第6位：カナダ (3.17)。71年度の分担率第1位：米国 (31.57)、第2位：ソ連 (14.61)、第3位：英国 (6.62)、第4位：フランス (6.00)、第5位：中華民国 (4.00)、第6位：日本 (3.78)。

(32) 山岸健太郎「中華民国の国連外交—1960年代の中国代表権問題論争期を中心に」(沖繩国際大学沖繩法政研究所『沖繩法政研究』第16号、2014年3月)。

(33) 1966年度から71年度の各加盟国の年度末の支払い状況を示す文書の有無について、国連の行財政問題を担当する国連総会第5委員会担当の事務局 (Secretariat Office of the Fifth Committee) と分担金委員会の事務局 (Secretariat of the Committee on Contributions) に問い合わせたものの、回答を得ることはできなかった。



表2 安保理常任理事国と日伊の通常予算分担金滞納額  
(1956-64年度、分担率、分担額、滞納額合計)<sup>(34)</sup>

年度	米国	ソ連	フランス	英国	中華民国	日本	イタリア
1956	33.33% 16,108,389 0	15.28% 6,652,109 0	6.23% 2,623,454 0	8.55% 3,591,563 0	5.62% 2,415,807 4,526,666	—	—
1957	33.33% 16,361,047 0	13.96% 5,489,528 0	5.70% 2,165,648 460,700	7.81% 2,939,816 0	5.14% 1,993,043 4,346,509	—	2.08% 914,265 914,265
1958	32.51% 16,742,650 0	13.62% 6,191,204 0	5.56% 2,447,663 0	7.62% 3,333,138 0	5.01% 2,246,529 4,160,972	1.92% 885,696 0	2.03% 932,642 0
1959	32.51% 19,995,650 0	13.62% 7,496,394 0	6.40% 3,453,421 0	7.78% 4,175,795 0	5.01% 2,736,374 4,904,303	2.19% 1,208,367 0	2.25% 1,241,349 0
1960	32.51% 18,953,330 0	13.62% 6,999,446 3,565,915	6.40% 3,221,969 0	7.78% 3,892,322 0	5.01% 2,553,587 5,286,195	2.19% 1,129,128 0	2.25% 1,159,792 244,346
1961	32.51% 22,332,810 0	13.62% 8,411,395 1,568,843	6.40% 3,881,163 0	7.78% 4,698,097 0	5.01% 3,072,961 5,624,484	2.19% 1,354,882 0	2.25% 1,392,002 0
1962	32.02% 23,734,542 0	14.97% 9,760,176 3,692,107	5.94% 3,798,949 0	7.58% 4,832,894 0	4.57% 2,956,066 5,923,775	2.27% 1,482,038 0	2.24% 1,462,298 187,580
1963	32.02% 28,582,212 0	14.97% 11,951,498 0	5.94% 4,667,518 276,210	7.58% 5,941,632 0	4.57% 3,624,229 3,982,834	2.27% 1,814,206 0	2.24% 1,789,993 392,270
1964	32.02% 29,314,890 0	14.97% 12,310,404 8,255,535	5.94% 4,812,573 721,413	7.58% 6,125,710 0	4.57% 3,736,058 4,242,832	2.27% 1,868,960 0	2.24% 1,844,259 1,844,259

総会決議第2758号が採択される直前の1971年10月13日に開催された、国連の行財政問題を担当する国連総会第5委員会の席上で、第2758号の決議案(A/L.630 and Corr.1 & Add.1, 2)の提案国23カ国に名を連ねたタンザニア代表は、次のように発言した。「国連の財政危機という現実、憲章第19条をめぐって紛糾した1964年のことをすべての者に想起させる。そのような中で、機構の予算を忌避する代表(certain delegations)が不払

(34) 「滞納額合計」は各年度の年度末時点のものを示し、分担額と滞納額合計の単位は米ドル。1956年度の年度末の滞納額合計は ST/ADM/SER.B/83、57年度は ST/ADM/SER.B/98、58年度は ST/ADM/SER.B/112、59年度は ST/ADM/SER.B/126、60年度は ST/ADM/SER.B/140/Rev. 1、61年度は ST/ADM/SER.B/154、62年度は ST/ADM/SER.B/168、63年度は ST/ADM/SER.B/183、64年度は ST/ADM/SER.B/194から引用。

いの方針を決定したことは遺憾である<sup>(35)</sup>」。次の会議で、米国の国連大使ブッシュ (George H. W. Bush) が、タンザニアの発言を受けて次のように述べた。「先に開かれた会議で、ある代表が、米国議会のある議員が米国の国連に対する将来的な支払いと中国代表権問題の議論の結果とを結び付けた噂を披露した。中華民国を国連から追放するという提案について、一部の議員が、米国大統領と私自身に対して懸念を表明したことは事実である。彼らはまた、そのような提案が、米国の国連に対する財政的支援に影響を与える可能性にまで言及した」、「しかし、そのような見方は米国政府の見解とは異なる。米国は、他の多くの国と同様に憲法によって権力分立が保障されていて、大統領府は、議会の成員や党派の意見に拘束を受けていない」、「ニクソン大統領の政府は、国連に対して脅しを与えてはおらず、あらゆる形態の財政的報復も準備していないことを第5委員会に保証したい<sup>(36)</sup>」。

米国の国連大使が第5委員会で発言するのは、異例のことだった<sup>(37)</sup>。1970年11月の総会で中国代表権問題におけるいわゆるアルバニア案に対する賛成票が初めて過半数を上回り、71年7月のキッシンジャー大統領補佐官 (Henry Kissinger) の訪中が公表される等、中国の国連登場と米中国交正常化に向けての機運が高まる中、タンザニア代表とブッシュ大使による発言はおこなわれた。タンザニア代表の発言は、あくまで中華民国が国連から追放された後に予想されていた米国の国連に対する「財政的報復」に機先を制するためのものであり、中華民国の慢性的滞納はその対象ではなかった。ブッシュ大使はタンザニア代表の懸念を否定したものの、翌72年の総会で米国は単独で決議案を提出、74年度以降の米国の分担率は大幅に削減されることになった (註15)。

大口の通常予算分担金抛出国の中で唯一慢性的に滞納をおこなっていた中華民国だが、タンザニアがその滞納に触れなかったように他の加盟国から批判を投げかけられることはほとんどなかった。それは、非同盟運動に

---

(35) 総会第5委員会議事概録 A/C.5/SR.1430, para. 52.

(36) 1971年10月15日開催の国連総会第5委員会。A/C.5/SR.1431, para. 24.

(37) 1966年11月8日にゴールドバーグ大使 (Arthur Goldberg) が発言して以来、5年振りのことだった。A/C.5/SR.1142を参照。

コミットする多くの加盟国にも、中華民国と同様に分担金を滞納する傾向が存在したからである。例えば、総会決議第2758号の決議案提案国23カ国のうち12カ国が、71年度以前分の分担金を72年9月30日時点で完納していなかった<sup>(38)</sup>。自らの滞納を差し置いて中華民国の滞納を批判することは、筋が通らなかつた。中華民国による通常予算の滞納は、国連財政に大きな影響を与えていたが、西側諸国からは表立った批判はされず、平和維持活動費用の滞納問題を起こした東側諸国からも批判されず、国連加盟国の過半数を占めるようになった非同盟諸国からも批判されないという構図の中にあつた。

中国が中華民国に代わって国連に登場した直後の1972年1月に開催された財政特別委員会 (Special Committee on the financial situation of the U.N.) では、中華民国が滞納した通常予算分担金をどのように埋め合わせるのかという議題が論じられた。中国との関係は極端に悪化していたものの、中国代表権問題では一貫して「中国招請案」に賛成票を投じ続けたソ連は、「国連における『蒋介石政権の不法な存在』を支えてきた加盟国が負債を負うべき」と述べ、米国や日本等が負担すべきと主張した<sup>(39)</sup>。しかし、メキシコ、ノルウェー、パキスタン、タンザニア、ユーゴスラビアとザンビアが共同提案国となつた、中華民国の滞納を中国の負債とせず特別会計に移すことを骨子とする決議案が同年12月19日の総会で採択<sup>(40)</sup>され、中華民国による滞納の問題は一応の決着をみることになった。

(38) アルジェリア、ビルマ、セイロン、イラク、パキスタン、イエメン人民民主共和国、ソマリア、スーダン、タンザニア、ユーゴスラビア、ザンビアの11カ国は、72年9月30日時点で71年度以前分の分担金を完済していた。アルバニアの1972年度分担額は70,788米ドルで、71年度以前分の滞納額合計は70,382ドル。コンゴ：(72年度分担額) 70,788；(71年度以前分滞納額合計) 16,649、キューバ：283,153；187,514、赤道ギニア：70,788；62,730、ギニア：70,788；135,318、マリ：70,788；73,900、モーリタニア：70,788；29,967、ネパール：70,788；6,474、ルーマニア：637,095；292,402、シエラレオネ：70,788；29,621、シリア：70,788；118,986、イエメン：70,788；37,695。A/8729(SUPP), pp. 14-18を参照。

(39) Special Committee on the financial situation of the U.N., op. cit., p. 7.

(40) 決議案はA/C.5/L. 1103、決議はA/RES/3049(XXVII)C. 賛成92 (非同盟諸国、日、米、スウェーデン等)、反対9 (ソ連等)、棄権24 (仏、英)。中国は投票不参加。

## 2. 冷戦期中国の国連通常予算分担金に対する支払い状況

2015年12月、中国外交部の報道官は、「中国は、(中略)、即時、満額、無条件に国連分担金を支払っている」と述べた(註7)。それでは、国連通常予算分担金の支払いが中国に求められるようになった1972年度から冷戦終結<sup>(41)</sup>までの中国の支払い状況は、どのようなものであったのだろうか。

1975年度以降は、事務局の編纂した文書を通じて各加盟国の年度末の支払い状況を確認することができる<sup>(42)</sup>。中国は75年度から85年度までの11年連続で、本来1月中に納めるべき各年度の分担金を年度末の12月31日時点で完納していなかった(表3)。中華民国の71年度以前分の滞納額は71年度分担額の2.67倍に上ったが(表1)、中国の各年度末の滞納額は、最大でも中華民国の71年度末時点のもの4分の1程度の額であり(85年度)、滞納額が各年度の分担額に占める割合は最大で80.7%だった(83年度)。また、この期間に憲章第19条の適用が問題となる2年間以上の滞納はおこなわれなかった。

---

(41) 冷戦は、1991年12月25日のソビエト連邦の解体をもって終結したとする見解が一般的であるが、本稿では、第2章で「冷戦期の支払い状況」として92年度末までの、第3章で「冷戦終結後の支払い状況」として93年度以降の各加盟国の通常予算分担金支払い状況を扱う。本稿は、国連事務局が編纂した、各加盟国の分担金の支払い状況を示す文書群 ST/ADM/SER.B/ シリーズに依拠しているが、92年度までは年度末時点での支払い状況を示す文書のみしか公開されていない一方、93年度から2010年度までは、毎月末の支払い状況を示す文書が作成されている。本稿では、依拠することのできる情報の多寡で、「冷戦期」(92年度まで)と「冷戦終結後」(93年度以降)と便宜的に時期区分した。

(42) 1971年度から74年度の各加盟国の年度末の支払い状況を示す文書の有無について、国連総会第5委員会担当の事務局と分担金委員会の事務局に問い合わせたものの、回答を得ることはできなかった。

表3 中国の国連通常予算分担率、分担額、各年度末の滞納額  
(1972-92、米ドル)<sup>(43)</sup>

年度	通常予算分担率	分担額	年度末の滞納額
1972	4.00%	7,078,828	—
1973	4.00%	7,497,930	—
1974	5.50%	12,260,588	—
1975	5.50%	15,408,222	1,817,557
1976	5.50%	17,596,530	2,289,622
1977	5.50%	18,591,931	2,762,595
1978	5.50%	22,162,729	3,225,063
1979	5.50%	26,167,673	3,687,531
1980	1.62%	6,743,325	3,825,685
1981	1.62%	9,254,730	3,963,839
1982	1.62%	9,792,678	4,103,323
1983	0.88%	5,177,461	4,179,092
1984	0.88%	5,717,232	4,252,876
1985	0.88%	5,791,666	4,326,660
1986	0.79%	5,533,432	0
1987	0.79%	5,723,840	0
1988	0.79%	5,720,611	0
1989	0.79%	5,901,883	0
1990	0.79%	6,247,866	0
1991	0.79%	7,278,329	0
1992	0.77%	7,583,066	0

(43) 1975年度は“STATUS OF CONTRIBUTIONS AS AT 31 DECEMBER 1975” (ST/ADM/SER.B/224), p. 5、76年度は ST/ADM/SER.B/229, p. 5、77年度は ST/ADM/SER.B/233, p. 6、78年度は ST/ADM/SER.B/240, p. 6、79年度は ST/ADM/SER.B/245, ANNEX II, p. 1、80年度は ST/ADM/SER.B/252, ANNEX II, p. 1、81年度は ST/ADM/SER.B/259, ANNEX II, p. 1、82年度は ST/ADM/SER.B/265, ANNEX II, p. 1、83年度は ST/ADM/SER.B/271, p. 4、84年度は ST/ADM/SER.B/276, p. 9、85年度は ST/ADM/SER.B/283, p. 5、86年度は ST/ADM/SER.B/288, p. 5、87年度は ST/ADM/SER.B/295, p. 5、88年度は ST/ADM/SER.B/309, p. 4、89年度は ST/ADM/SER.B/325, p. 4、90年度は ST/ADM/SER.B/345, p. 4、91年度は ST/ADM/SER.B/364, p. 4、92年度は ST/ADM/SER.B/395, p. 5。

国連登場後、予算問題をめぐっては目立つ動きを見せてこなかった中国だが、文化大革命が終結し、1978年12月の中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議で改革開放路線が打ち出された後の分担金委員会の報告書に、中国の声明が掲載された。「中国政府は、国際連合統計局の要請に従って、分担率算定のための関連統計を国連に提供した。したがって分担金委員会は、国連によって確立されたすべての加盟国の分担率を評価するために用いられる統一の規定と原則にしたがって、中国の分担率を算定しなければならない」<sup>(44)</sup>。通常予算分担率は、各加盟国によって提出される国民総所得や国民1人当たりの所得等の数値を基に算定される（註14）。国連への登場以来、国連に対してこれらの統計データを提供していなかった中国は、1980年度以降の分担率改定が議論される分担金委員会に、国民総所得と人口推計の統計データを初めて提出した<sup>(45)</sup>。これにともなう、79年度に5.50%だった中国に対する分担率は、翌80年度には1.62%へと7割以上削減された。そして83年度には、中国からの再度の要請<sup>(46)</sup>に基づいてさらに0.88%へと軽減された。

しかし、前年度から分担額が大幅に軽減された80年度の年度末の滞納額は、前年79年度のものから微増した。同様に82年度から分担額がほぼ半減した83年度の年度末の滞納額も、前年のものから微増した。この滞納について、中国は説明をおこなっていない。少なくとも75年度から85年度まで、中国による分担金の滞納は常態化していた。

1971年度の年度末時点での中華民国による滞納額は、全加盟国による滞納額合計の中で大きな割合を占めていた。一方、中国による滞納額が全加盟国の滞納額合計に占める割合は、80年度は3.30%、83年度は2.45%だった<sup>(47)</sup>。80年代前半、特に滞納を常態化させていたのは東側諸国で、ソ連に加えて、ポーランドやウクライナ等の総会で共同歩調をとってソ連寄りに

(44) 'Statement issued by the People's Republic of China', ANNEX IV of "REPORT OF THE COMMITTEE ON CONTRIBUTIONS", A/34/11(Supp). 1979年7月26日付けの文書。

(45) A/34/11(Supp), p. 3, para. 8.

(46) 'Statement by the Permanent Mission of China to the United Nations', ANNEX V of "REPORT OF THE COMMITTEE ON CONTRIBUTIONS", A/37/11(Supp), p. 56. 1982年8月10日付けの文書。

(47) 1980年度末の全加盟国の滞納額合計は115,927,903米ドル (ST/ADM/SER.B/252)、83年度末は170,516,259米ドル (ST/ADM/SER.B/271)。

振舞うことの多い加盟国に滞納の傾向が顕著だった<sup>(48)</sup>。しかし、ゴルバチョフ（Mikhail Gorbachev）がソ連共産党書記長に就任した85年以降は、支払い状況を大幅に改善させ、他の東側諸国もそれに続いた。ソ連と入れ替わって滞納が問題視されるようになったのは、国連に対して敵対的姿勢で臨んだレーガン大統領（Ronald Reagan）が政権に就いて以降の米国だった。中国が滞納を続けていた時期の後半は、ソ連に代わって米国の滞納額が急上昇し、滞納が常態化していった時期と重なる<sup>(49)</sup>。他にもイスラエルやブラジル等、越年して分担金を滞納する加盟国がある中、中国の滞納は相対的に目立つものではなかった（表4）。

表4 1980・83年度、一部国連加盟国の通常予算分担金滞納額  
（分担率、分担額、滞納額）<sup>(50)</sup>

	ブラジル	フランス	イスラエル	ポーランド	ウクライナ	ソ連	米国
1980	1.27% 6,503,126 5,150,773	6.26% 32,054,775 4,807,158	0.25% 1,280,143 2,375,264	1.24% 6,289,508 7,528,063	1.46% 7,448,034 4,854,390	11.10% 56,638,340 36,331,011	25.00% 149,735,605 191,775
1983	1.39% 8,178,035 12,250,833	6.51% 38,301,442 4,357,157	0.23% 1,353,201 2,864,417	0.72% 4,236,105 18,187,666	1.32% 7,766,192 5,907,493	10.54% 62,011,858 41,171,584	25.00% 171,328,773 27,434,157

国連では、特定の加盟国に対する名指しでの批判は避けられる傾向にあるが、中国による1年間以上の滞納が確認できる1975年度から85年度ま

(48) 他のソ連寄り東側諸国の1983年度末の滞納額は、ドイツ民主共和国が3,043,005米ドル、チェコスロバキアが2,355,235ドル、ルーマニアが2,180,581ドル、ハンガリーが1,906,039ドル、ベラルーシが1,850,942ドル、キューバが742,742ドル、ブルガリアが724,923ドル、モンゴルが57,672ドル。ST/ADM/SER.B/271を参照。

(49) 1980年代から90年代初めの米国の通常予算に対する滞納状況は以下の通り。1980年度：分担額149,735,605米ドルで年度末の滞納額191,775米ドル。81年度：分担額167,347,460ドル、滞納額24,208,458ドル。82年度：分担額180,338,601ドル、滞納額3,402,899ドル。83年度：分担額171,328,773ドル、滞納額27,434,157ドル。84年度：分担額190,520,626ドル、滞納額11,503,803ドル。85年度：分担額197,897,350ドル、滞納額85,515,049ドル。86年度：分担額210,277,200ドル、滞納額147,003,532ドル。87年度：分担額212,875,525ドル、滞納額252,837,615ドル。88年度：分担額214,909,500ドル、滞納額307,684,865ドル。89年度：分担額216,286,625ドル、滞納額365,131,467ドル。90年度：分担額233,654,250ドル、滞納額296,169,865ドル。91年度：分担額271,564,460ドル、滞納額266,407,875ドル。92年度：分担額298,619,001ドル、滞納額239,531,646ドル。93年度：分担額309,922,958ドル、滞納額260,392,163ドル。

(50) ST/ADM/SER.B/252 & 271. 分担額と滞納額の単位は米ドル。滞納額は、各年度末時点でのもの。

での期間、中国に対して名指しでの激しい非難を加えたのが、文化大革命の終結後に中国との蜜月関係が破綻したアルバニアだった。77年10月6日のアルバニア代表による一般討論演説では、中国に対する批判はおこなわれなかった<sup>(51)</sup>ものの、翌78年度から82年度までは名指しでの中国に対する非難が繰り返されることになった<sup>(52)</sup>。ただし、アルバニアは、中国の通常予算分担金の滞納については一切言及しなかった。それは、当のアルバニア自身がこの期間に1年以上の滞納を繰り返していたこととも関係していると考えられる<sup>(53)</sup>。中国に対して最も批判的だったアルバニアでさえ自身が滞納の常習国であるため、中国の滞納を批判し得なかった。ましてや、分担率第2位のソ連が滞納を続け、最大の分担金抛出国である米国の滞納が国連財政に多大な影響を与えつつある中、86年度以降は年内に完納するようになる等、相対的に「誠実な」中国が批判されることは考えにくかった。中国が滞納についての説明を求められることはなく、自らの滞納に関しても総会本会議や総会第5委員会で言及することはなかった。

---

(51) A/32/PV.22, paras. 137-186.

(52) アルバニア代表は、1978年10月4日の国連総会一般討論演説で、中国からの援助打ち切りに関して、「中国政府が、国家間関係にまで拡大され、締結された協定をイデオロギーの相違から破棄するという決定をした唯一の理由は、社会主義国アルバニアが、中国の排他主義的かつ大国的な指導に従うことに決して同意しなかったからである」等と批判した (A/33/PV.20, para. 66)。79年度の中国に対する批判は A/34/PV.19, paras. 26, 36-37, 44-48, 52-53 & 57-59、80年度は A/35/PV.16, paras. 99-100, 116-117 & 122、81年度は A/36/PV.19, paras. 121 & 130、82年度は A/37/PV.15, para. 127を参照。

(53) アルバニアの78年度の実額分担額は36,296米ドルで、年度末の滞納額総額は117,329ドル。79年度分担額は47,614ドルで、年度末の滞納額総額は89,943ドル。80年度分担額は51,206ドルで、年度末の滞納額総額は64,149ドル。81年度分担額は57,128ドルで、年度末の滞納額総額は45,269ドル。82年度分担額は60,449ドルで、年度末の滞納額総額は36,000ドル。



表5-1 G20諸国とG20メンバーでないEU主要国の分担率推移（1971～92年度）

地域	未加盟																					
	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
アフリカ	加盟国	14.61	14.18	14.18	12.97	12.97	12.97	11.33	11.60	11.10	11.10	11.10	10.54	10.54	10.54	10.20	10.20	10.20	9.99	9.99	9.99	9.99
	南アフリカ	0.52	0.54	0.54	0.50	0.50	0.50	0.40	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.41	0.41	0.41	0.44	0.44	0.44	0.45	0.45	0.41
アジア・太平洋	中国	4.00	4.00	4.00	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50
	インド	1.74	1.55	1.55	1.20	1.20	1.20	0.70	0.68	0.68	0.60	0.60	0.60	0.36	0.36	0.36	0.35	0.35	0.37	0.37	0.37	0.36
加盟国	インドネシア	0.34	0.28	0.28	0.19	0.19	0.19	0.14	0.14	0.14	0.14	0.16	0.16	0.13	0.13	0.14	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15	0.16
	日本	3.78	5.40	5.40	7.15	7.15	8.66	8.64	8.64	8.64	9.58	9.58	10.32	10.32	10.32	10.84	10.84	10.84	11.38	11.38	11.38	12.45
サウジアラビア	0.05	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.24	0.23	0.23	0.23	0.58	0.58	0.86	0.86	0.86	0.97	0.97	0.97	1.02	1.02	1.02	0.96
韓国																						0.69
東欧	ソ連	14.61	14.18	14.18	12.97	12.97	12.97	11.33	11.60	11.10	11.10	11.10	10.54	10.54	10.54	10.20	10.20	10.20	9.99	9.99	9.99	9.99
	アルゼンチン	0.93	0.85	0.85	0.83	0.83	0.83	0.83	0.84	0.84	0.78	0.78	0.78	0.71	0.71	0.71	0.62	0.62	0.62	0.66	0.66	0.57
ラ米・カリブ	ブラジル	0.89	0.80	0.80	0.77	0.77	1.04	1.04	1.04	1.04	1.27	1.27	1.39	1.39	1.39	1.40	1.40	1.40	1.45	1.45	1.45	1.59
	メキシコ	0.87	0.88	0.88	0.86	0.86	0.86	0.78	0.79	0.79	0.76	0.76	0.76	0.88	0.88	0.89	0.89	0.89	0.94	0.94	0.94	0.88
加盟国	オーストラリア	1.52	1.47	1.47	1.44	1.44	1.44	1.52	1.54	1.54	1.83	1.83	1.83	1.57	1.57	1.66	1.66	1.66	1.57	1.57	1.57	1.51
	カナダ	3.02	3.08	3.08	3.18	3.18	2.96	3.04	3.04	3.28	3.28	3.28	3.28	3.08	3.08	3.06	3.06	3.06	3.09	3.09	3.09	3.11
加盟国	フランス	6.00	6.00	6.00	5.86	5.86	5.86	5.82	5.82	5.82	6.26	6.26	6.26	6.51	6.51	6.37	6.37	6.37	6.25	6.25	6.25	6.00
	ドイツ				7.10	7.10	7.74	7.70	7.70	8.31	8.31	8.31	8.31	8.54	8.54	8.26	8.26	8.26	8.08	8.08	8.08	8.93
加盟国	イタリア	3.24	3.54	3.54	3.60	3.60	3.30	3.38	3.38	3.45	3.45	3.45	3.74	3.74	3.74	3.79	3.79	3.79	3.99	3.99	3.99	4.29
	トルコ	0.35	0.35	0.35	0.29	0.29	0.29	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.32	0.32	0.32	0.34	0.34	0.34	0.32	0.32	0.32	0.27
加盟国	英国	6.62	5.90	5.90	5.31	5.31	4.44	4.52	4.52	4.46	4.46	4.46	4.46	4.67	4.67	4.67	4.86	4.86	4.86	4.86	4.86	5.02
	米国	31.57	31.52	31.52	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00
加盟国	スペイン	1.04	1.04	1.04	0.99	0.99	0.99	1.53	1.53	1.53	1.70	1.70	1.70	1.93	1.93	2.03	2.03	2.03	1.95	1.95	1.95	1.98
	オランダ	1.18	1.18	1.18	1.24	1.24	1.24	1.38	1.42	1.42	1.63	1.63	1.78	1.78	1.78	1.74	1.74	1.74	1.65	1.65	1.65	1.50
加盟国	スウェーデン	1.25	1.25	1.25	1.30	1.30	1.30	1.20	1.24	1.24	1.31	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.25	1.25	1.21	1.21	1.21	1.11
	ベルギー	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.07	1.08	1.08	1.22	1.22	1.22	1.28	1.28	1.28	1.18	1.18	1.18	1.17	1.17	1.17	1.06
加盟国	ノルウェー	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.45	0.45	0.50	0.50	0.51	0.51	0.51	0.54	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.55
	合計	85.00	85.36	85.36	86.82	86.82	86.82	86.15	86.90	86.90	86.12	86.12	86.12	86.73	86.73	86.72	86.72	86.72	86.89	88.17	88.17	88.58

表5-2 G20諸国とG20メンバーでないEU主要国の分担率推移 (1993～2018年度)

地域	加盟国	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016-18	
アフリカ	南アメリカ	0.41	0.41	0.34	0.3225	0.32	0.365	0.366	0.410	0.411	0.40800	0.292	0.292	0.292	0.292	0.290	0.290	0.290	0.385	0.385	0.385	0.372	0.372	0.372	0.372	0.364
	中国	0.77	0.77	0.72	0.7350	0.74	0.901	0.923	0.995	1.541	1.545	1.53200	2.053	2.053	2.053	2.667	2.667	2.667	3.189	3.189	3.189	5.148	5.148	5.148	5.148	7.921
	インド	0.36	0.36	0.31	0.3100	0.31	0.305	0.299	0.343	0.344	0.34100	0.421	0.421	0.421	0.421	0.450	0.450	0.450	0.534	0.534	0.534	0.666	0.666	0.666	0.666	0.737
	インドネシア	0.16	0.16	0.14	0.1400	0.14	0.173	0.184	0.188	0.201	0.201	0.20000	0.142	0.142	0.142	0.161	0.161	0.161	0.238	0.238	0.238	0.346	0.346	0.346	0.346	0.504
	日本	12.45	12.45	13.95	15.4350	15.65	17.981	19.984	20.573	19.629	19.669	19.51575	19.468	19.468	19.468	16.624	16.624	16.624	12.530	12.530	12.530	10.833	10.833	10.833	10.833	9.680
アジア・太平洋	サウジアラビア	0.96	0.96	0.80	0.7200	0.71	0.594	0.562	0.557	0.559	0.55400	0.713	0.713	0.713	0.713	0.748	0.748	0.748	0.830	0.830	0.830	0.864	0.864	0.864	0.864	1.146
	韓国	0.69	0.69	0.80	0.8175	0.82	0.955	1.006	1.006	1.728	1.866	1.85100	1.796	1.796	1.796	2.173	2.173	2.173	2.260	2.260	2.260	2.620	2.620	2.620	2.620	2.039
	ロシア	6.71	6.71	5.68	4.4500	4.27	2.873	1.487	1.077	1.200	1.200	1.20000	1.100	1.100	1.100	1.200	1.200	1.200	1.602	1.602	1.602	2.438	2.438	2.438	2.438	3.088
	アルゼンチン	0.57	0.57	0.48	0.4800	0.48	0.768	1.024	1.103	1.156	1.159	0.96900	0.956	0.956	0.956	0.325	0.325	0.325	0.287	0.287	0.287	0.432	0.432	0.432	0.432	0.892
	ブラジル	1.59	1.59	1.62	1.6200	1.62	1.514	1.470	1.471	2.231	2.093	2.39000	1.523	1.523	1.523	0.876	0.876	0.876	1.611	1.611	1.611	2.934	2.934	2.934	2.934	3.823
ラオス・カリブ	メキシコ	0.88	0.88	0.78	0.7875	0.79	0.941	0.980	0.995	1.093	1.095	1.08600	1.883	1.883	1.883	2.257	2.257	2.257	2.356	2.356	2.356	1.842	1.842	1.842	1.842	1.435
	オーストラリア	1.51	1.51	1.46	1.4800	1.48	1.471	1.482	1.483	1.636	1.640	1.62700	1.592	1.592	1.592	1.787	1.787	1.787	1.933	1.933	1.933	2.074	2.074	2.074	2.074	2.337
	カナダ	3.11	3.11	3.07	3.1025	3.11	2.825	2.754	2.732	2.573	2.579	2.55800	2.813	2.813	2.813	2.977	2.977	2.977	3.207	3.207	3.207	2.984	2.984	2.984	2.984	2.921
	フランス	6.00	6.00	6.32	6.4075	6.42	6.494	6.540	6.545	6.503	6.516	6.46600	6.030	6.030	6.030	6.301	6.301	6.301	6.123	6.123	6.123	5.593	5.593	5.593	5.593	4.859
	ドイツ	8.93	8.93	8.94	9.0425	9.06	9.808	9.825	9.845	9.808	9.825	9.76900	8.662	8.662	8.662	8.577	8.577	8.577	8.018	8.018	8.018	7.141	7.141	7.141	7.141	6.389
西欧・その他	イタリア	4.29	4.29	4.29	4.79	5.1975	5.25	5.394	5.432	5.437	5.094	5.104	5.06475	4.885	4.885	4.885	5.079	5.079	5.079	4.999	4.999	4.999	4.448	4.448	4.448	3.748
	トルコ	0.27	0.27	0.34	0.3725	0.38	0.440	0.440	0.443	0.444	0.44000	0.372	0.372	0.372	0.381	0.381	0.381	0.617	0.617	0.617	1.328	1.328	1.328	1.328	1.018	
	英国	5.02	5.02	5.27	5.3150	5.32	5.076	5.090	5.092	5.568	5.579	5.53600	6.127	6.127	6.127	6.642	6.642	6.642	6.604	6.604	6.604	5.179	5.179	5.179	5.179	4.463
	米国	25.00	25.00	25.00	25.0000	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	22.00000	22.000	22.000	22.000	22.000	22.000	22.000	22.000	22.000	22.000	22.000	22.000	22.000	22.000	22.000
	スウェーデン	1.98	1.98	2.24	2.3625	2.38	2.571	2.589	2.591	2.534	2.539	2.51875	2.520	2.520	2.520	2.968	2.968	2.968	3.177	3.177	3.177	2.973	2.973	2.973	2.973	2.443
北欧・その他	オランダ	1.50	1.50	1.38	1.5875	1.59	1.619	1.631	1.632	1.748	1.751	1.73800	1.690	1.690	1.690	1.873	1.873	1.873	1.855	1.855	1.855	1.654	1.654	1.654	1.654	1.482
	スウェーデン	1.11	1.11	1.22	1.2275	1.23	1.099	1.084	1.079	1.033	1.035	1.02675	0.998	0.998	0.998	1.071	1.071	1.071	1.064	1.064	1.064	0.960	0.960	0.960	0.960	0.556
	ベルギー	1.06	1.06	0.99	1.0075	1.01	1.096	1.103	1.104	1.136	1.138	1.12900	1.069	1.069	1.069	1.102	1.102	1.102	1.075	1.075	1.075	0.998	0.998	0.998	0.998	0.885
	ノルウェー	0.55	0.55	0.55	0.5600	0.56	0.605	0.610	0.610	0.650	0.652	0.64600	0.679	0.679	0.679	0.782	0.782	0.782	0.871	0.871	0.871	0.871	0.851	0.851	0.851	0.849
	合計	85.88	85.88	87.39	88.4800	88.64	90.619	91.859	92.244	90.832	90.964	90.56600	89.784	89.784	89.784	89.311	89.311	89.311	87.365	87.365	87.365	86.052	86.052	86.052	86.052	85.979

表6 G20諸国とG20メンバーでないEU主要国の分担金完納月(日)(1993年度～2016年8月末)

地域	加盟国	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2013	2014	2015	2016
アジア	南アメリカ	*																		1/15	2/17	3/15	3/8
	中国	9	9	4	4	8	8	2	8	9	7	7	7	7	9	9	8	9	6	3/27	5/13	2/12	2/24
	インド	翌4	10	4	4	2	2	2	2	2	3	2	1	1	2	2	12	2	3	3/6	5/8	5/20	4/2
	インドネシア	5	2	6	3	3	翌10	翌3	8	4	1	翌1	翌1	12	5	2	3	4	3	2/26	3/11	4/30	3/16
アジア・太平洋	日本	4	7	5	5	9	9	8	5	8	5	翌3	9	4	12	12	7	4	4	5/28	4/21	4/30	4/25
	サウジアラビア	11	10	10	9	4	翌2	11	8	5	7	8	翌3	9	3	4	6	5	4	4/4	5/28	9/30	
	韓国	12	3	5	3	1	6	2	1	8	5	2	2	2	2	3	2	6	1	2/4	3/27	9/25	3/28
	ロシア	翌1	翌4	10	3	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1/31	2/5	4/23	4/18
東欧	アルゼンチン	10	5	翌3	翌5	9	8	翌12	01年6	04年1	04年10	05年6	06年7	07年9	08年11	翌12	翌7	翌3					
	ブラジル	翌5	翌9	9	翌12	翌9	翌12	翌12	翌9	03年12	04年12	05年10	06年10	06年11	翌1	翌5	5	4	10	6			
	メキシコ	8	7	8	6	8	8	8	8	7	7	翌6	12	8	10	9	3	翌2					
	オーストラリア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7/9	8/4		
西欧・その他	カナダ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1/11	1/17	1/30	1/21
	フランス	2	3	2	3	2	3	2	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	4/16	3/3	2/4	3/31
	ドイツ	6	3	3	3	6	7	6	7	6	7	8	6	6	6	7	6	6	3	4/10	4/8	4/9	3/23
	イタリア	4	3	2	1	1	6	2	2	2	3	2	3	2	2	2	9	3	2	4/29	6/30	6/29	4/27
	95年3	翌3	12	11	7	3	11	9	03年2	翌2	翌7	翌7	8	6	4	2	4	4	5	2/19	4/22	3/17	4/29
	英国	4	4	4	4	4	4	4	4	3	6	4	5	2	1	2	1	6	5	4/19	4/24	4/13	4/22
	スペイン	2	2	2	2	2	3	3	3	5	5	4	4	3	3	4	4	4	4				
	オランダ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	2	1	2	2	1/18	1/22	2/17	2/11
	スウェーデン	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3	2	2	3	3	4	3	3	3/26	3/25	2/20	2/17
	ベルギー	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	3	2	2	3	3	4	3	4				
	ノルウェー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1/30	2/7	1/21	1/26

※1993年度各月未の加盟国の支払い状況については、1月から順に、ST/ADM/SER/B403.405.408.410.411.412.413.414.417.420.421.424を参照。94年度は、430,431,432,437,441,443,446,450,451,452,455,458,95年度は、463,464,467,468,469,470,475,478,479,480,481,484,96年度は、486,487,488,489,490,496,497,498,499,500,502,505,97年度は、506,507,509,510,511,512,513,514,515,516,518,521,98年度は、522,523,524,528,526,527,529,530,531,532,533,535,99年度は、538,539,540,541,542,543,545,546,547,548,550,554,2000年度は、555,556,558,561,562,563,564,565,566,567,570,01年度は、572,573,574,575,576,577,578,579,580,581,583,585,02年度は、586,587,588,589,590,591,593,594,595,596,599,600,03年度は、601,602,603,604,605,606,608,609,610,611,613,619,04年度は、621,622,623,624,625,631,633,634,635,636,637,642,05年度は、643,644,645,648,649,650,664,665,666,667,670,673,06年度は、674,675(2月),677(4月),694,695,697,698,699,700,703,708,07年度は、709,710,711,712,713,714,715,716,717,718,725,727,08年度は、729,730,731,732,733,735,757,758,761,09年度は、762,764,765(3月),767(5月),768,786(7月),788(9月),790,795,796,10年度は、797,798,799,800,801,818,819,820,821,822,823,828。

※1993年度各月未の加盟国の支払い状況については、1月から順に、ST/ADM/SER/B403.405.408.410.411.412.413.414.417.420.421.424を参照。94年度は、430,431,432,437,441,443,446,450,451,452,455,458,95年度は、463,464,467,468,469,470,475,478,479,480,481,484,96年度は、486,487,488,489,490,496,497,498,499,500,502,505,97年度は、506,507,509,510,511,512,513,514,515,516,518,521,98年度は、522,523,524,528,526,527,529,530,531,532,533,535,99年度は、538,539,540,541,542,543,545,546,547,548,550,554,2000年度は、555,556,558,561,562,563,564,565,566,567,570,01年度は、572,573,574,575,576,577,578,579,580,581,583,585,02年度は、586,587,588,589,590,591,593,594,595,596,599,600,03年度は、601,602,603,604,605,606,608,609,610,611,613,619,04年度は、621,622,623,624,625,631,633,634,635,636,637,642,05年度は、643,644,645,648,649,650,664,665,666,667,670,673,06年度は、674,675(2月),677(4月),694,695,697,698,699,700,703,708,07年度は、709,710,711,712,713,714,715,716,717,718,725,727,08年度は、729,730,731,732,733,735,757,758,761,09年度は、762,764,765(3月),767(5月),768,786(7月),788(9月),790,795,796,10年度は、797,798,799,800,801,818,819,820,821,822,823,828。

※1993年度各月未の加盟国の支払い状況については、1月から順に、ST/ADM/SER/B403.405.408.410.411.412.413.414.417.420.421.424を参照。94年度は、430,431,432,437,441,443,446,450,451,452,455,458,95年度は、463,464,467,468,469,470,475,478,479,480,481,484,96年度は、486,487,488,489,490,496,497,498,499,500,502,505,97年度は、506,507,509,510,511,512,513,514,515,516,518,521,98年度は、522,523,524,528,526,527,529,530,531,532,533,535,99年度は、538,539,540,541,542,543,545,546,547,548,550,554,2000年度は、555,556,558,561,562,563,564,565,566,567,570,01年度は、572,573,574,575,576,577,578,579,580,581,583,585,02年度は、586,587,588,589,590,591,593,594,595,596,599,600,03年度は、601,602,603,604,605,606,608,609,610,611,613,619,04年度は、621,622,623,624,625,631,633,634,635,636,637,642,05年度は、643,644,645,648,649,650,664,665,666,667,670,673,06年度は、674,675(2月),677(4月),694,695,697,698,699,700,703,708,07年度は、709,710,711,712,713,714,715,716,717,718,725,727,08年度は、729,730,731,732,733,735,757,758,761,09年度は、762,764,765(3月),767(5月),768,786(7月),788(9月),790,795,796,10年度は、797,798,799,800,801,818,819,820,821,822,823,828。

※1993年度各月未の加盟国の支払い状況については、1月から順に、ST/ADM/SER/B403.405.408.410.411.412.413.414.417.420.421.424を参照。94年度は、430,431,432,437,441,443,446,450,451,452,455,458,95年度は、463,464,467,468,469,470,475,478,479,480,481,484,96年度は、486,487,488,489,490,496,497,498,499,500,502,505,97年度は、506,507,509,510,511,512,513,514,515,516,518,521,98年度は、522,523,524,528,526,527,529,530,531,532,533,535,99年度は、538,539,540,541,542,543,545,546,547,548,550,554,2000年度は、555,556,558,561,562,563,564,565,566,567,570,01年度は、572,573,574,575,576,577,578,579,580,581,583,585,02年度は、586,587,588,589,590,591,593,594,595,596,599,600,03年度は、601,602,603,604,605,606,608,609,610,611,613,619,04年度は、621,622,623,624,625,631,633,634,635,636,637,642,05年度は、643,644,645,648,649,650,664,665,666,667,670,673,06年度は、674,675(2月),677(4月),694,695,697,698,699,700,703,708,07年度は、709,710,711,712,713,714,715,716,717,718,725,727,08年度は、729,730,731,732,733,735,757,758,761,09年度は、762,764,765(3月),767(5月),768,786(7月),788(9月),790,795,796,10年度は、797,798,799,800,801,818,819,820,821,822,823,828。

※1993年度各月未の加盟国の支払い状況については、1月から順に、ST/ADM/SER/B403.405.408.410.411.412.413.414.417.420.421.424を参照。94年度は、430,431,432,437,441,443,446,450,451,452,455,458,95年度は、463,464,467,468,469,470,475,478,479,480,481,484,96年度は、486,487,488,489,490,496,497,498,499,500,502,505,97年度は、506,507,509,510,511,512,513,514,515,516,518,521,98年度は、522,523,524,528,526,527,529,530,531,532,533,535,99年度は、538,539,540,541,542,543,545,546,547,548,550,554,2000年度は、555,556,558,561,562,563,564,565,566,567,570,01年度は、572,573,574,575,576,577,578,579,580,581,583,585,02年度は、586,587,588,589,590,591,593,594,595,596,599,600,03年度は、601,602,603,604,605,606,608,609,610,611,613,619,04年度は、621,622,623,624,625,631,633,634,635,636,637,642,05年度は、643,644,645,648,649,650,664,665,666,667,670,673,06年度は、674,675(2月),677(4月),694,695,697,698,699,700,703,708,07年度は、709,710,711,712,713,714,715,716,717,718,725,727,08年度は、729,730,731,732,733,735,757,758,761,09年度は、762,764,765(3月),767(5月),768,786(7月),788(9月),790,795,796,10年度は、797,798,799,800,801,818,819,820,821,822,823,828。

※1993年度各月未の加盟国の支払い状況については、1月から順に、ST/ADM/SER/B403.405.408.410.411.412.413.414.417.420.421.424を参照。94年度は、430,431,432,437,441,443,446,450,451,452,455,458,95年度は、463,464,467,468,469,470,475,478,479,480,481,484,96年度は、486,487,488,489,490,496,497,498,499,500,502,505,97年度は、506,507,509,510,511,512,513,514,515,516,518,521,98年度は、522,523,524,528,526,527,529,530,531,532,533,535,99年度は、538,539,540,541,542,543,545,546,547,548,550,554,2000年度は、555,556,558,561,562,563,564,565,566,567,570,01年度は、572,573,574,575,576,577,578,579,580,581,583,585,02年度は、586,587,588,589,590,591,593,594,595,596,599,600,03年度は、601,602,603,604,605,606,608,609,610,611,613,619,04年度は、621,622,623,624,625,631,633,634,635,636,637,642,05年度は、643,644,645,648,649,650,664,665,666,667,670,673,06年度は、674,675(2月),677(4月),694,695,697,698,699,700,703,708,07年度は、709,710,711,712,713,714,715,716,717,718,725,727,08年度は、729,730,731,732,733,735,757,758,761,09年度は、762,764,765(3月),767(5月),768,786(7月),788(9月),790,795,796,10年度は、797,798,799,800,801,818,819,820,821,822,823,828。

※1993年度各月未の加盟国の支払い状況については、1月から順に、ST/ADM/SER/B403.405.408.410.411.412.413.414.417.420.421.424を参照。94年度は、430,431,432,437,441,443,446,450,451,452,455,458,95年度は、463,464,467,468,469,470,475,478,479,480,481,484,96年度は、486,487,488,489,490,496,497,498,499,500,502,505,97年度は、506,507,509,510,511,512,513,514,515,516,518,521,98年度は、522,523,524,528,526,527,529,530,531,532,533,535,99年度は、538,539,540,541,542,543,545,546,547,548,550,554,2000年度は、555,556,558,561,562,563,564,565,566,567,570,01年度は、572,573,574,575,576,577,578,579,580,581,583,585,02年度は、586,587,588,589,590,591,593,594,595,596,599,600,03年度は、601,602,603,604,605,606,608,609,610,611,613,619,04年度は、621,622,623,624,625,631,633,634,635,636,637,642,05年度は、643,644,645,648,649,650,664,665,666,667,670,673,06年度は、674,675(2月),677(4月),694,695,697,698,699,700,703,708,07年度は、709,710,711,712,713,714,715,716,717,718,725,727,08年度は、729,730,731,732,733,735,757,758,761,09年度は、762,764,765(3月),767(5月),768,786(7月),788(9月),790,795,796,10年度は、797,798,799,800,801,818,819,820,821,822,823,828。

※1993年度各月未の加盟国の支払い状況については、1月から順に、ST/ADM/SER/B403.405.408.410.411.412.413.414.417.420.421.424を参照。94年度は、430,431,432,437,441,443,446,450,451,452,455,458,95年度は、463,464,467,468,469,470,475,478,479,480,481,484,96年度は、486,487,488,489,490,496,497,498,499,500,502,505,97年度は、506,507,509,510,511,512,513,514,515,516,518,521,98年度は、522,523,524,528,526,527,529,530,531,532,533,535,99年度は、538,539,540,541,542,543,545,546,547,548,550,554,2000年度は、555,556,558,561,562,563,564,565,566,567,570,01年度は、572,573,574,575,576,577,578,579,580,581,583,585,02年度は、586,587,588,589,590,591,593,594,595,596,599,600,03年度は、601,602,603,604,605,606,608,609,610,611,613,619,04年度は、621,622,623,624,625,631,633,634,635,636,637,642,05年度は、643,644,645,648,649,650,664,665,666,667,670,673,06年度は、674,675(2月),677(4月),694,695,697,698,699,700,703,708,07年度は、709,710,711,712,713,714,715,716,717,718,725,727,08年度は、729,730,731,732,733,735,757,758,761,09年度は、762,764,765(3月),767(5月),768,786(7月),788(9月),790,795,796,10年度は、797,798,799,800,801,818,819,820,821

### 3. 冷戦終結後の国連通常予算分担金に対する支払い状況

国連事務局が編纂した文書群 ST/ADM/SER.B/ シリーズは、各加盟国の通常予算分担金に対する支払い状況を示すものであるが、1993年度から2010年度にかけては、各月末時点での各加盟国の支払い状況が公表された。文書は、分担金を支払っていない加盟国に対しての督促のために作成されたものと思われる。ある加盟国が同月内に複数回の支払いをおこなったとしてもそれは文書には反映されない等、各加盟国の支払い状況を断片的に示すものであるが、冷戦終結後の、中国をはじめとする G20 諸国と G20 メンバーではない欧州連合 (EU) 主要国の分担金の完済月、または完済日を表 6 に示した。

2015年12月に中国外交部の報道官は、「中国は (中略)、一貫して (中略)、即時、満額、無条件に国連分担金を支払っている」(註7) と述べた。通常予算分担金は、事務局による請求が来てから30日以内に支払うことが定められており (註26)、国連は慢性的に財政難であることから、1月初めの新年度開始と同時に加盟国に対する分担金の請求はおこなわれる。よって、「即時」の支払いとは、少なくとも1月中に完済することを意味するはずだが、中国は、1993年度から2010年度、そして、分担金委員会のホームページ上で公開された13年度から16年度のうち、一度も1月中に完済していない。特に、01年度から09年度までの期間は、半年以上遅れての支払いが繰り返されており、分担金の大口抛出国である G20 諸国の中で、中国の支払いのタイミングはむしろ遅い方だった。

さらに、中国が一括で満額を支払ったとみなせるのは1999年度、2000年度と07年度のみであり、他の年度は分納したことが見てとれる (表7)。分割での通常予算分担金の支払い自体は他の多くの加盟国もおこなってお

り、中国のみが批判されるべき問題ではない<sup>(54)</sup>。また、慢性的に財政状況の厳しい国連にとっては、滞納が継続されるよりは、たとえ分納であっても分担金が支払われることの方がはるかにましであろう。ただしいずれにせよ、前記の中国外交部報道官による発言の「即時、満額」いう部分は事実であるとは言い難い。

表7 中国の国連通常予算分担金支払い状況 (1993年度～2010年度)<sup>(55)</sup>

	分担額	残額		分担額	残額
1993年3月	7,857,936	4,857,936	2002年4月	17,156,324	7,706,324
1993年9月		0	2002年9月		0
1994年6月	7,833,106	4,833,106	2003年3月	20,683,922	10,683,922
1994年9月		0	2003年7月		0
1995年6月	7,868,000	4,868,000	2004年4月	29,481,755	14,989,755
1995年9月		0	2004年7月		0
1996年1月	7,994,611	7,959,611	2005年3月	36,533,318	18,533,318
1996年4月		0	2005年7月		0
1997年4月	7,881,584	3,881,584	2006年3～4月	35,036,460	17,036,460
1997年8月		0	2006年9月		0
1998年3月	9,475,161	4,000,000	2007年9月	53,360,129	0
1998年8月		0	2008年4月		24,779,869
1999年2月	10,110,351	0	2008年9月	48,779,869	0
2000年2月		0	2009年4～5月		32,976,552
2001年1月	15,938,316	15,328,088	2009年8～9月	64,976,552	0
2001年4月		7,328,088	2010年5月		51,217,617
2001年8月		0	2010年6月		0

(54) 例えば、1993年から2010年までの期間で日本の滞納期間が最も長かったのが03年度分担金に対してだが、分担金263,487,105米ドルの残額は、259,044,280ドル(同年2月)、254,193,058ドル(3月)、19,062,258ドル(7月)、18,861,258ドル(翌04年1月)と推移し、04年3月に完済された。日本は少なくとも5回に分けて支払ったことになる。

また、2009年度の米国に対する分担額は598,292,101米ドルだったが、その残額は、293,733,963ドル(同年12月)、174,167,668ドル(翌10年4月)、49,167,668ドル(翌10年11月)と推移し、憲章第19条が問題となるタイミングである10年12月に完済された。09年12月に一回目の約3億ドルが支払われたが、09年度の通常予算総額(2,498,618,698ドル)のおよそ12.2%が12カ月経てようやく支払われたことになる。

(55) ST/ADM/SER.B/シリーズから作成。数値の単位は米ドル。

繰り返し述べたように、通常予算分担金の滞納は、国連機構に対する不満を表明するためにおこなわれる側面が存在する。冷戦終結後、分担金を滞納することで、国連に対して一貫して圧力をかけ続けてきたのは、米国だった。例えば、発展途上国が中心となって採択を目指すことの多い、イスラエルの姿勢を問う内容が含まれるパレスチナ問題関連決議に対して、2001年度のブッシュ（George W. Bush）政権は、他のG7諸国が反対票を投じない中、イスラエルに次ぐ回数の反対票を投じた。パレスチナ問題に対する姿勢は、共和党に比べると国際協調的と評されることの多い民主党政権においても大差はない。オバマ（Barack Obama）政権1年目の09年度も、他のG7諸国とは一線を画した投票行動がおこなわれた<sup>(56)</sup>。このように、問題によっては反対票を投じることを躊躇しない、国連総会に対して敵対的姿勢で臨む傾向がある米国は、憲章第19条の適用が問題となる満2年のタイミングで分担金を支払うことが多い。

他に目立つのは、通貨危機やデノミがおこなわれた時期のアルゼンチンとブラジルによる滞納だが、両国の通常予算分担率は相対的に低く、国連

(56) 2001年度は、A/RES/56/27, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 52, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 142, 204, 214A & 214B に対して。各国の投票行動は、A/56/PV.68, 72, 82, 88, 90, 91 & 105を参照。09年度は、A/RES/64/10, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 150, 165, 254 & 282 に対して。各国の投票行動は、A/64/PV.39, 54, 62, 65, 66, 72 & 101を参照。

表 パレスチナ関連決議に対する P5、G7、イスラエルの投票行動

投票行動	2001年度				2009年度			
	賛成	反対	棄権	欠席	賛成	反対	棄権	欠席
カナダ	16	0	6	0	7	9	4	0
中国	22	0	0	0	20	0	0	0
フランス	18	0	4	0	15	0	5	0
ドイツ	16	0	5	1	14	1	5	0
イスラエル	0	21	1	0	0	20	0	0
イタリア	18	0	4	0	14	1	5	0
日本	18	0	4	0	15	0	4	1
ロシア	19	0	3	0	14	0	6	0
英国	17	0	5	0	15	0	5	0
米国	1	18	3	0	0	18	2	0

財政に与えた影響はそれほど大きいとは言えない。国連財政に対して米国に次ぐ大きな影響を与えてきたのは、日本の滞納だった。日本は1993年度から2010年度、そして13年度から16年度の22年間に、一度も分担金を3月までに完済しておらず、22年間に半年以上の滞納（7月以降に完済）を10回おこなった。特に日本の分担率が19%を上回り、国連財政に対する影響力が高まった99年度から06年度までの8年間には、9月以降に支払いをおこなったケースが6回あった。無論、日本の滞納を、額の大きさ、請求から満2年での支払い、そしてそのパターンを長期間にわたって繰り返してきた米国のそれと、単純に同列にして論じることは適当ではない。ただし別の側面からも、日本の滞納は米国のそれと区別する必要がある。

オバマ政権の1年目に国連大使に指名されたスーザン・ライス（Susan Rice）は、2009年1月15日に開催された米国議会上院公聴会で、インディアナ州選出の上院議員で、2003年から07年年初まで上院外交委員会委員長を勤めたりチャード・ルーガー（Richard Lugar、共和党）からの質問を受けた。「国連のアメリカ合衆国に関する最大の不満のひとつが、我が国の通常予算に対する支払いが期限通りに履行されていないことである。これは、1月から始まる国連の会計年度にではなく、我が国の会計年度に従うという1980年代にされた決定の結果である。そのため、議会で予算通過を適切な時期におこなうことは困難となり、我が国の国連に対する支払いはしばしば12月下旬にまで遅れ、次の会計年度まで分担金が完全には支払われないこともある」、「オバマ政権は、長期間にわたって続けられてきた我が国の支払いパターンを終わらせて、国連の会計年度に再び同期させるつもりであるのか」。ライスは次のように答えた。「その通りである。オバマ政権は、我が国の財政的制約の中で、この支払い問題に対処していくことを意図している」<sup>(57)</sup>。オバマ政権によって「同期」がなされたか否かはさておき、ルーガーとライスの質疑応答から読み取れることは、少なくとも、自国の通常予算分担金の滞納という基本的事実が、共和党の元外交委員長と民主党政権が指名した次期国連大使との間で共有されているということである。

---

(57) 'NOMINATION OF HON. SUSAN E. RICE TO BE U.N. REPRESENTATIVE', "Hearing before the Committee on Foreign Relations", United States Senate, JANUARY 15, 2009, pp. 75-76.

2003年5月7日、川口外相は参議院決算委員会において、「国連の分担金が我が国が非常に比率が高いのに安保理の常任理事国でないということについて、いろいろな今御意見が日本の中にあると思います」、「国連の分担金を誠実に、アメリカと違って誠実に払い続けているから我が国が国連の中で信頼を得ていろいろなことができています」と日本の通常予算分担金支払いについての認識を示した<sup>(58)</sup>。川口の認識は、米国の滞納に関しては正しいといえようが、日本が2003年度の分担金を完済したのは、翌04年3月のことだった<sup>(59)</sup>。川口の発言意図が「支払いは遅れているが、米国よりは誠実だ」というものであった可能性も残るが、所管の大臣が自国の分担金支払いについての基本的事実を認識していなかった疑いは強い。そして川口の発言は、委員会に同席した野党議員から一切追及されなかった。野党議員の間でも、分担金支払いについての基本的事実が共有されていなかった可能性が高い。日本の国会で、基本的事実に基づいたとみなすことのできる分担金の支払いについての質疑応答がおこなわれたのは、1991年12月が最後のことである<sup>(60)</sup>。米国とは違って、日本国内では自国の分担金支払いについての基本的事実が共有されていないといえるだろう。

中国が従来おこなってきた「滞納」や「分納」に対して批判することもできようが、他の大口の抛出国、つまり米国と比較した場合に、中国が「誠実」であったこともまた事実である。国連財政に対する影響力を考慮するならば、まず米国や日本の姿勢こそが問われるべきであろう。問題は、先述の外交部報道官のように、明らかに事実に反する発言がされることにある。

本稿で用いた各加盟国の支払い状況を示す文書(ST/ADM/SER.B/シリーズ)はすべて公開されており、容易に入手することが可能である<sup>(61)</sup>。それ

(58) 参議院決算委員会における川口順子外務大臣の山本一太参議院議員(自民党)の質問に対する答弁。

(59) 日本の2004年2月末の支払い状況についてはST/ADM/SER.B/622、3月末分はST/ADM/SER.B/623を参照。また、河辺「保守派の国連批判」(『軍縮問題資料』、宇都宮軍縮研究室、2004年11月号)、「日本が滞納する理由」(『軍縮問題資料』、2004年12月号)を参照した。

(60) 1991年11月19日、衆議院「国際平和協力等に関する特別委員会」における秋葉忠利委員(社会党)と丹波實政府委員(外務省国際連合局長)による質疑応答と、同年12月2日開催の同委員会における秋葉と丹波による質疑応答を参照。

(61) 世界各地の国連寄託図書館(United Nations Depository Library)や、国連公式文書システム(Official Document System of the United Nations, <https://documents.un.org/prod/ods.nsf/home.xsp>)を利用することができる。



にも関わらず、このような発言がされる背景としては、第一に、中国外交部のスタッフ間で、自国が国連でおこなってきたことに対する基本的事実の共有が十分にされていない可能性が考えられる。もしそうであるならば、2003年に日本の国会で露呈したのと同様に、中国は、外交部のスタッフですら自らが国連でおこなってきたことを正確に把握していないということになる。

そしてそもそも、中国の通常予算分担金支払いの姿勢については、批判が集まりにくい構図が存在する。特に冷戦終結後の1990年代以降、その分担金に対する姿勢で国連財政を圧迫してきたのは、何より米国であり、日本だった。国連における先進国は、パレスチナ問題、経済社会問題、国際的核軍縮問題や人権問題等でG77諸国と対立することが多いが、先進国が、米日の分担金に対する姿勢を批判することなしに、米国よりも「誠実な」中国を批判することは筋が通らなかった。また、分担率が比較的低い中国の姿勢には、注目が集まりにくかった。ただし、中国に対する分担率は、2001年度に、82年度以来の1%を超え(1.541%)、16年度から18年度までの分担率は7.921%に達した。これは、アフリカ地域最大の南アフリカ共和国に対する0.364%の21.8倍、アフリカ地域の全54加盟国の合計1.340%の5.91倍というスケールである。かつての中国の国連財政に対する貢献度は、安保理常任理事国という「政治的」地位の高さに見合わない低いものだったが、2016年度からの改定で政治的地位に加え、国連財政に対する「経済的」影響力も手に入れることになった。その中国に対して批判を加えることは、中国・アフリカ協力フォーラム(FOCAC)やアジアインフラ投資銀行(AIIB)を通じて中国への依存度を高めていくことも予想される他の発展途上国にとっては、より困難だろう。

次に考えられるのは、滞納や分納の事実を認識していたにも関わらず、自らが批判されにくい構図の中で、敢えて「即時、満額、無条件に」と述べた可能性である。もしこれが事実であるならば、政治的地位の高さと経済的影響力の大きさを背景とした、中国外交の「傲慢さ」の表れとみなすことができるのではないだろうか。

## 結語.

国連総会は、通常、9月の第3火曜日に開会され、毎会期初めに各加盟国の代表が国際情勢に対する自国の認識を表明する一般討論演説 (general debate) がおこなわれる。1971年11月の喬冠華による演説は、各加盟国による一般討論演説の終了後におこなわれたが、翌72年以降は毎会期、一般討論演説で自国の国際情勢に対する見方を示すことになった。そして、必ずしも毎会期言及するわけではないものの、中国は自らを一貫して「第三世界の一員」や「発展途上国」と規定してきた (表8)。

表8 中国の国連総会における自己規定<sup>(62)</sup>

年月日	発言者	発言の場	発言内容
1971/11/15	喬冠華	総会	<i>Like the overwhelming majority of the Asian, African and Latin American countries, China belongs to the third world.</i>
1972/10/3	喬冠華	一般演説	<i>As a developing country, China...</i>
1974/4/10	鄧小平	特別総会	<i>China is a socialist country, and a developing country as well; China belongs to the third world.</i>
1976/10/5	喬冠華	一般演説	<i>China is still a developing socialist country.</i>
1977/9/29	黄華	一般演説	<i>China is a socialist country. China and the other third-world countries share a common experience...</i>
1978/9/28	黄華	一般演説	<i>Firmly adhering to Chairman Mao's theory of the three worlds, we will strengthen our unity with the oppressed peoples and nations of the world and with all third-world countries...</i>
1979/9/27	韓念龍	一般演説	<i>However, China is still a developing country, and our industry, agriculture, science and technology are not yet developed.</i>

(62) 下線は筆者。国連の公用語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語だが、すべての公式文書が各公用語に翻訳されリリースされているわけではない。中国代表の演説が掲載された総会の議事録は、1989年度以降は中国語版がリリースされていることが確認できるが、88年度以前については不明である。よって88年度以前の演説は、英語版を確認した上で引用した。以下に各年度の議事録の文書番号を示す。71年：A/PV.1983, para. 208, 72年：A/PV.2051, para. 157, 74年 (第6回特別総会)：A/PV.2209, para. 219, 76年：A/31/PV.17, para. 40, 77年：A/32/PV.13, para. 118, 78年：A/33/PV.13, para. 245, 79年：A/34/PV.11, para. 241, 81年：A/36/PV.10, para. 153, 82年：A/37/PV.15, para. 99, 83年：A/38/PV.8, para. 106, 85年：A/40/PV.14, p. 73, 89年：A/44/PV.12, p. 18, 91年：A/46/PV.8, p. 24, 93年：A/48/PV.8, p. 21, 95年：A/50/PV.8, p. 10, 96年：A/51/PV.8, p. 14, 98年：A/53/PV.11, p. 10, 2003年：A/58/PV.9, p. 26, 04年：A/59/PV.11, p. 9, 05年：A/60/PV.13, p. 16, 07年：A/62/PV.11, p. 16, 08年：A/63/PV.7, p. 31, 09年：A/64/PV.4, p. 8, 10年：A/65/PV.11, p. 38, 11年：A/66/PV.25, p. 37, 13年：A/68/PV.15, p. 36, 15年：A/70/PV.13, p. 20。

1981/9/23	章文晋	一般演説	<i>China is a <u>developing socialist country</u>; it belongs and will always belong to <u>the third world</u>.</i>
1982/10/4	黄華	一般演説	<i>As a <u>member of the third world</u> ...</i>
1983/9/27	呉学兼	一般演説	<i>China, being a <u>developing socialist country</u> and a <u>member of the third world</u> ...</i>
1985/9/30	呉学兼	一般演説	<i>China is ... <u>the largest developing country</u> in the world.</i>
1989/10/2	銭其琛	一般演説	中国属于第三世界…
1991/9/25	銭其琛	一般演説	众所周知，中国是一个有十一亿五千万人口的发展中国家。
1993/9/29	銭其琛	一般演説	中国仍然是一个发展中国家…
1995/9/27	銭其琛	一般演説	中国…是一个人均收入处于底水平的发展中国家…
1996/9/25	銭其琛	一般演説	但中国仍将是一个发展中国家…
1998/9/23	唐家璇	一般演説	中国是一个发展中国家…
2003/9/24	李肇星	一般演説	中国还是一个发展中国家。
2004/9/27	李肇星	一般演説	但中国依然是一个发展中国家，人口多…
2005/9/19	李肇星	一般演説	中国是中低收入的发展中国家…
2007/9/28	楊潔篪	一般演説	尽管中国还是一个发展中国家…
2008/9/24	温家宝	一般演説	中国仍然是一个发展中国家…
2009/9/23	胡錦濤	一般演説	中国作为一个负责任的发展中大国…
2010/9/23	温家宝	一般演説	中国仍然处于社会主义初级阶段，仍然属于发展中国家。
2011/9/26	楊潔篪	一般演説	中国仍是一个发展中国家，人口多…
2013/9/27	王毅	一般演説	尽管中国还是发展中国家，发展任务仍十分艰巨…
2015/9/28	習近平	一般演説	中国在联合国的一票永远属于发展中国家。

ただし、国連における中国は、必ずしもその自己規定のように、第三世界や発展途上国の一員として振舞ってきたわけではなかった。例えば、国連総会決議（UN General Assembly Resolution）が採択されるには、基本的には、まず決議案（draft）が提案国（sponsor(s)）によって提案され、議題として上程されることが必要になる。1960年代以降の国連総会では、この提案活動を非同盟諸国がリードしたが、一方で中国の提案活動は低調なものであり、非同盟諸国が主導する議論に主体的に関わったとは到底言え

なかった<sup>(63)</sup>。中国の総会決議に対する提案回数が増加したのは、1993年9月から開催された総会第48回会期以降のことである。多くの決議案の提案国に「G77 and China (G77と中国)」として名を連ね始め、各加盟国による演説でもこの表現が多用されるようになった。ただし、中国が、G77と問題意識を共有するようになったために積極的なコミットを開始したとは考えにくい。むしろ、総会開会の直前、台湾支持国が同年8月6日付けの書簡で、台湾問題の議題組み入れを正式に提案したことへの対応の一部、つまり「内政」問題である兩岸関係を有利に展開するためのG77への接近と考えるべきだろう<sup>(64)</sup>。

中国は、一人当たりGNIを基準にすると確かに発展途上国である<sup>(65)</sup>。ただし、130以上の国連加盟国がコミットする「G77と中国」の中で唯一の安保理常任理事国で、かつ唯一のNPT体制における核兵器国 (nuclear weapon state) という「政治大国」でもある。さらに、GDP規模は世界第2位で、国連通常予算分担率が第3位という「経済大国」でもある。中国が独力で国際社会に対して影響力を行使できる一方で、G20に加盟しない大多数のG77の中小国は、国際社会に対するほぼ唯一の意思表示の場として国連機構を拠り所としている。そのような中で、安保理常任理事国の

---

(63) 以下、1972年度から87年度、そして91年度の中国が提案国となった総会決議の数を示す。  
72年度：145決議中0回、73年度：4/146、74年度：3/157、75年度：5/185、76年度：4/202、  
77年度：2/235、78年度：2/253、79年度：6/275、80年度：15/292、81年度：22/305、82年度：  
23/305、83年度：27/281、84年度：38/297、85年度：43/289、86年度：30/263、87年度：  
31/265、91年度：35/232。

また、各年度の提案回数第1位の加盟国とその回数は以下の通り。72年度：ユーゴスラビア (60回)、73年度：ユーゴスラビア (73)、74年度：ガーナ (71)、75年度：エジプト (83)、76年度：インド (94)、77年度：インド (115)、78年度：インド (97)、79年度：インド (140)、80年度：バングラデシュとナイジェリア (120)、81年度：パキスタン (122)、82年度：バングラデシュ (132)、83年度：パキスタン (120)、84年度：エジプト (124)、85年度：バングラデシュ (109)、86年度：ユーゴスラビア (91)、87年度：インドネシア (89)、91年度：コスタリカ (77)。以上、河辺『国連総会・安保理投票記録』各年度版から引用。

(64) A/48/191 & Add. 1-3. 提案国は、ベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアとパナマ。後に、ドミニカ、ドミニカ共和国、グレナダ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーンとソロモン諸島が加わる。これに対して中国は、8月11日付けの書簡 (A/48/306) で反論した。河辺『『第三世界』としての『中国』—いわゆる台湾の国連再加盟問題をめぐって』、(愛知大学現代中国学会『中国21』第7号、1999年11月) を参照。

(65) OECD, 'DAC List of ODA Recipients: Effective for reporting on 2014, 2015 and 2016 flows'.

中で唯一「発展途上国の一員」と自己規定し、国連財政に対する影響力を有する中国の果たす役割は、非常に大きい。

1974年4月11日、第6回特別総会で鄧小平は、「中国は超大国ではない。そして、決して超大国になることを目指さない」と述べた<sup>(66)</sup>。国連における政治的地位と経済的影響力を手に入れた中国は、今後、自らが繰り返し述べてきたように「発展途上国の一員」として行動するのであろうか、それとも鄧小平が否定した大国性を背景に振舞っていくのであろうか。中国が国際社会に向けて繰り返し述べてきた理念の真価が問われることになろう。それを検証する際に、ソ連や米国、そして日本といった大国が度々政治問題化させてきた国連通常予算分担金に対する姿勢から、中国外交を見る視座が欠かせないのである。

---

(66) A/PV.2209 and Corr. 1, para. 219.

Summary

## China and the United Nations Regular Budget

Kentaro YAMAGISHI

On 23 December 2015, the United Nations General Assembly adopted a resolution that decides member states' scale of assessments to the UN regular budget for the 2016-18 period. China was previously in the sixth place to the UN regular budget, became the third-largest contributor. Accepting the resolution, Foreign Ministry spokesperson Lu Kang stated, *'China firmly upholds the international order and system formed on the basis of the purposes and principles of the UN Charter and supports the UN in playing an important role in international affairs. In keeping with the principle of the capacity to pay, China contributes its due share to the UN budget for regular and peacekeeping operations in a timely and unconditional fashion.'* (*'Foreign Ministry Spokesperson Lu Kang's Regular Press Conference on December 25, 2015'*).

But China has not always contributed its due share to the UN regular budget in a timely fashion. Under the Regulation 3.5 of 'Financial Regulations and Rules of the United Nations', contributions and advances shall be considered as due and payable in full within 30 days of the receipt of the communication of the Secretary-General. But, China didn't paid within twelve months for the period from 1975 to 1985. After the Cold War, China has never paid in January for the period from 1993 to 2010, and from 2013 to 2016. Especially from 2001 to 2009, China's payments were six months or more overdue.

It is not true that China contributes its due share to the UN regular budget in a timely and unconditional fashion. Why China's Foreign Ministry spokesperson said so? It is possible to build up two hypotheses. One possibility is to assume that basic facts about China's contribution to the UN regular budget are not shared among Foreign Ministry staffs. Another possibility is that China dared to state *'China contributes ... in a timely and unconditional fashion'*, in spite of knowing the facts China has been in circumstances where China may not be criticized.

China has also stated that China is a member of the third-world / developing countries since China took part in the UN in 1971. A large number of developing

countries depend on the UN system. On the other hand, China's influence in the UN finance becomes greater every year. The value of the principle that China has declared to the international society is now being questioned. We must draw attention to China's attitude to the UN budget from now on.